

資源循環都市づくり

【目指す都市の姿】

限りある資源の大切さが認識され、資源が無駄なく、循環的に利活用されるまち

【施策の方向】

- 資源を大切に使う行動を定着させる
- 資源の有効利用を進める
- 廃棄物の適正な処理体制を確保する

【関連するSDGs】

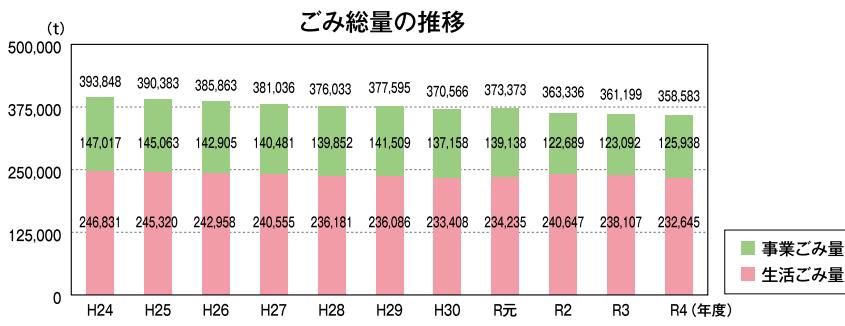


本市の現況

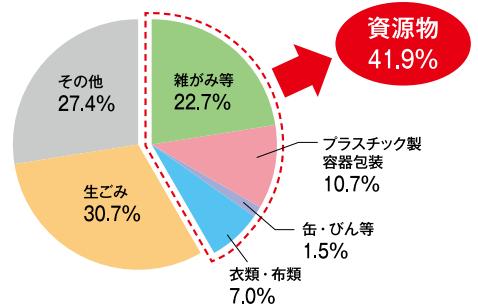
令和4年度のごみ総量は、前年度比0.7%減の358,583tで、うち生活ごみが232,645t、事業ごみが125,938tでした。生活ごみ量が前年度比で減少した一方、事業ごみ量は増加しており、これはコロナ禍による行動自粛の緩和が影響していると考えられます。

最終処分量については、前年度比2.7%増の48,637tとなりました。また、1人1日当たりの家庭ごみ排出量については、前年度に比べて12g減の453gとなっています。目標の達成に向け、一層のごみ減量・リサイクル推進が求められます。

家庭ごみに占める資源物の割合は、前年度比0.1ポイント減の41.9%となりました。プラスチック製容器包装が減少する一方、紙類が増加しており、さらなる分別に向けた取り組みが必要です。



家庭ごみに占める資源物の割合 (令和4年度)



令和4年度に実施した主な取り組み

使い捨てプラスチックの削減

令和4年度は、「プラスチック資源循環促進法」(令和4年4月施行)に基づき、事業者が使い捨てプラスチックの削減に向けた取り組みを求められる状況を踏まえ、事業者と連携し、特定プラスチック(フォーク、歯ブラシ、衣類用ハンガーなど12品目)の削減に向け、「プラスチックは必要な分だけキャンペーン!」を実施しました。店舗や市内施設等へポスター、ポップを掲出するとともに事業者の取り組みをホームページ・SNS等を通じ情報発信を行いました。



▲キャンペーンポスター

ペットボトルの水平リサイクル

令和3年10月に株式会社伊藤園およびティーエムパック株式会社と連携協定を締結し、家庭から収集した使用済みペットボトルを、約1億本のペットボトルへと水平リサイクルして循環利用する取り組みを令和4年4月から開始しています。



「ワケルくん」デザインボトル▶

■ 製品プラスチック一括回収・リサイクル

令和5年4月から全国に先駆け、「製品プラスチック一括回収・リサイクル事業」を開始しました。これまで収集していた「プラスチック製容器包装」に加え、製品プラスチックもあわせて「プラスチック資源」として収集し、リサイクルを行うものです。事業実施にあたっては、令和4年9月に全国で第1号となる再商品化計画の認定を国から取得したうえで、啓発リーフレットを全戸配布するなど周知広報を行いました。

収集したプラスチック資源は、市内のリサイクル施設に運ばれ、物流用のパレット等へリサイクルされます。

製品プラスチック一括回収の啓発ポップ▶



■ 食品ロス削減キャンペーン

令和4年度は、「せんだい食エコリーダー」による啓発講座を会場参加型及びインターネット視聴型で実施したほか、ファミリー層向けイベントで、食品ロス削減に関するパネル展示・動画紹介・クイズ企画・「せんだい食エコリーダー」によるミニセミナーを実施しました。



講座の様子▶

■ フードドライブの実施

家庭にある余剰食品を集めてフードバンク団体に寄付し、有効活用を行うフードドライブを平成30年度から実施しています。令和4年度は、市有施設や商業施設等の32カ所で実施し、24tの未利用食品を回収しました。また、回収ボックス等の貸し出しなど、民間企業等が行うフードドライブ活動への支援を実施しており、令和4年度の支援件数は39件となっています。

さらに、令和4年度より本市で実施するフードドライブ事業に協力する等、食品ロス削減に貢献するとともに、市内に居住し、食料の確保に困難を抱えた生活困窮者に未利用食品を提供する団体の活動を支援するため助成事業を開始しました。

■ 事業系食品ロス削減の取り組み

小売店等から生じる消費期限間近の食品を消費者に割り引いて提供するマッチングサービス「ワケルくんもったいないマルシェ」を令和4年10月より開始しました。令和4年度は、20店舗、利用者6,770名の登録があり、1.1tの食品ロス削減につながりました。

「ワケルくんもったいないマルシェ」の流れ▶



■ 事業ごみの減量・リサイクル

事業ごみの適正排出と減量に向け、平成29年度に搬入物検査装置を3カ所の清掃工場に設置し、専任の検査員による事業ごみの内容物検査を実施するとともに、必要に応じて事業ごみ袋を開封し、排出事業者が特定された場合は、訪問指導を行っています。また、事業用大規模建築物の所有者及び事業系一般廃棄物を多量に排出する事業者（令和4年度末現在：1,091事業者）に対し、ごみの減量及び適正処理に関する計画書及び実績報告書の提出等を義務付けるとともに立入指導などを行っています。

■ クリーン仙台推進員制度

地域でのごみの適正な排出や減量・リサイクル、環境美化などの取り組みにおけるリーダー役として、町内会等の推薦に基づき委嘱しています。令和5年4月1日現在で、2,438名のクリーン仙台推進員と、1,424名のクリーンメイトの方々がボランティアで活動をしています。